

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 22 年 10 月 27 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「文書館で保管中の平成 11 年度教育委員会会ギ録のすべて」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 22 年 12 月 24 日付けで、行政文書の一部について開示を行わない旨の決定（平成 22 年 12 月 24 日付け北九教総総第 569 号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を平成 23 年 6 月 1 日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成 23 年 6 月 24 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) この処分庁の回答は虚偽である。

教育委員会会議は、平成 11 年度に、17 回開催されている。教育委員会会議録は、北九州市教育委員会会議規則によって、委員長以下 3 名の教育委員の署名によって、法的に完結し、成立するものである。

しかし、開示された当該会議録は、3 名の教育委員の署名のうち、1、2 名もしくは、3 名全て署名が存在しない会議録が、8 回存在する。違法文書である。この事実は、開示された会議録は、正式なものではないことを示している。よって、この会議録は、審査請求人が開示請求したものでない。平成 11 年度の会議録は、ないはずはない。

教育委員会は、会議録を、情報公開用に開示する要約版と元会議録作成者の教育委員会総務課職員の供述のように正式な逐次訳版の 2 つを作成していると思われる。現在も同様である。

処分庁は、真正の会議録を開示するべきである。

(2) 開示された会議録には、議案等添付資料が存在しない。会議録とは、これらを全て含むものの集合体である（他市の教育委員会を確認済）。

(3) 教育委員会会議録は、第 1 種 30 年保存の重要書類である。保存形態は、北九州市文書管理規則等で背表紙のある製本された形であるべきと規定されている。しかし、開示された会議録は、1 冊 100 円のフラットファイルに保存されたお粗末極まりないもので、頁の記載もなかった。

平成 16 年度教育委員会会議の担当職員は、私と妻による面接での説明の際、教育委員会会議録は、両面開きのいわゆるドッチファイルに保存されると供述している。

また、会議内容は録音され、そこから起こされ訳出されるが、その翻訳は逐次訳であるとも供述した。

(4) 会議録の署名について

教育委員の署名がないのは事務的な瑕疵である、との処分庁の主張は詭弁である。その理由は、①個人は間違いをするものである。1、2 回の間違いであれば個人の瑕疵といえるかもしれないが、平成 11 年度の教育委員の署名の不存在は、個人の瑕疵では済まされない。②教育委員会会議録の仕事は個人で行っているのではない。担当者が起案し、係長が点検決裁し、課長、部長、教育次長、最終的には教育長の決裁が必要になる。その後、教育委員長及び教育委員 2 名

の署名を得て初めて法的に完結する。教育委員会事務局には、その署名を得る義務がある。仮に担当者がこのような職務の瑕疵を何回にもわたって行っているのであれば、その担当者は能力がなく、分限処分の対象である。しかし、当時の担当係長が処分された事実もなく、むしろその後昇進し、現在部長職に出世している。この事実も、この会議録が真正のものではないとする根拠である。

(5) 会議録の保存形態について

処分庁は、文書課の回答をもって、100円ファイルの保存形態を合理化するが、私がA文書課長と面談した際、A課長は、教育委員会が外局であるため、文書課長は指導できないと回答した。

また、平成16年度の教育委員会会議録担当者は、会議録はICレコーダーから逐次訳で行われ、作成された会議録はドッチファイルに綴じられていると回答している。

常識的に考えても、最重要書類である文書は、市役所の文化からすれば、当然、それなりの保存形態で保存されているはずである。福岡市及び行橋市ではドッチファイルに保存している。

会議録は最重要書類である。後年、どのような事案が教育委員会会議において討議されたかを知るために、目次、索引などが付されているものと思われる。当然、1年間を通じての頁が付されているべき書類である。

会議用に頁数が付されていない事実こそ、私が開示された教育委員会会議録は市民用に作成された簡易版というものである。そのため、1年間を通じて、頁数が付されていないため、不都合な部分は容易に改ざんできる。

(6) 会議録の作成について

処分庁は、平成17年3月28日の会議録では録音などしていないと主張していた。しかし、5年前の平成11年度の会議録の作成ではICレコーダーを使用していたと認めた。このような一貫性のない主張こそ、処分庁の主張が信用できない虚偽の主張である証拠である。

また、処分庁は、逐語訳は存在しないと主張しているが、先の情報公開審査会の答申では、逐語訳であるという。そもそも、平成16年度の担当者が逐語訳で行っていると回答している。つまり、この事実からも、教育委員会会議録には、真正の会議録と市民用に要約したいかようにも改ざんできる頁数のない会議録の2種類がある。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のと

おりである。

1 会議録を真正とする理由

本件開示請求に係る行政文書について、平成 11 年度教育委員会会議録を開示した。

平成 11 年度は、教育委員会会議が 19 回開催されているが、会議録のうち、1 名の署名が存在しないのが 7 回、2 名の署名が存在しないのが 2 回、3 名（全員）の署名が存在しないのが 1 回で、1 名以上署名が存在しない回が 10 回ある。

また、会議録は、概要記録を作成している。

2 会議録の署名について

会議録は、北九州市教育委員会会議規則第 21 条において、「委員長が事務局職員に作成させる」、「委員長及び委員長の指名する委員 2 名が署名しなければならない」と規定されている。

会議録の内容は、委員長及び指名委員の署名をもって有効に確定するものであり、署名がない会議録については、事務の瑕疵が認められる。

3 会議録の保存形態について

会議録の保存形態については、北九州市文書管理規則を所管する総務企画局文書課に確認し、年度でどのように文書が保管されているかが明確であれば、ファイルによる管理であっても問題はないとの回答を得ている。

また、北九州市教育委員会会議規則には添付資料に関する取扱いについての規定はないため、管理方法に関しては所管課の裁量が認められると考えられる。

4 会議録の作成について

会議録の作成に当たっては、記録作成時の補助用として ICレコーダーを使用しているが、記録作成後はデータを消去している。作成する会議録は概要記録としており、逐語訳は作成していないため、存在していない。

5 以上のとおり、現在保有している平成 11 年度の会議録について、署名がないことは事務の瑕疵といえる。しかし、逐語訳の会議録は作成していないため存在しておらず、現在保存されているものが唯一の会議録であり、それを公開している以上、本件審査請求には理由がない。

第 4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、平成 11 年度教育委員会会議録のすべてであり、処分庁は次の文書を特定し、一部開示した。

「平成 11 年度教育委員会会議録」(以下「本件開示文書」という。)

(2) 本件開示文書の不開示情報は、次のとおりである。

ア 発言委員名の一部

イ 人事処分の内容についての教育委員の発言の一部

処分庁は、アについて条例第 7 条第 1 号及び第 6 号、イについて条例第 7 条第 6 号に該当するとして、不開示としている。

なお、審査請求人は、本件開示文書が真正なものであるか否かについてのみ争うとして、上記ア及びイの不開示について争わないことを申し出ているので、当審査会としては、本件不開示情報の条例第 7 条第 1 号及び第 6 号該当性について判断しないこととする。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件開示文書が本件行政文書に該当するか否かである。

3 本件開示文書が本件行政文書に該当するか否か

当審査会で本件開示文書を見分したところ、19 件の教育委員会会議録中、1 人の教育委員の署名がないものが 7 件、2 人の署名がないものが 2 件、3 人全ての署名がないものが 1 件、計 10 件署名がない会議録が存在することを確認している。

北九州市教育委員会会議規則(昭和 38 年北九州市教育委員会規則第 1 号。以下、「会議規則」という。)第 21 条第 2 項では、教育委員会会議録には教育委員長を含め 3 人の教育委員が署名しなければならないことになっており、教育委員の署名がない 10 件については、有効に確定した会議録であるとは必ずしもいえない。

しかしながら、情報公開制度は、請求に係る行政文書を特定し開示する制度であり、特定された文書が有効に確定したものであるか否かについて判断するものではない。

本件開示文書には、会議規則第 22 条に規定する記載事項が記載されており、外形的には教育委員会会議録といえるものである。

また、当審査会でファイリングキャビネット等調査し、本件開示文書や他の年度の会議録の保管場所を確認したところ、本件行政文書以外に会議録が存在しないことを確認しており、本件開示文書が唯一保存されている会議録といえる。

したがって、請求に係る会議録は本件開示文書以外に存在しないと言うべきであり、これを特定し、一部開示した本件処分に違法性はない。

処分庁は、署名がないことは事務の瑕疵であると認めている。本件開示文書以外に会議録の存在をうかがわせるような特段の事情もない以上、審査請求人の本件開示文書が虚偽文書であるという主張は採用できない。

4 意見

先に述べたとおり、本件開示文書 19 件中、教育委員の署名がない会議録が 10 件存在する。

教育委員会会議は、市の教育行政における基本方針や重要事項を決定する場であり、会議録の正確性及び作成手続の明確性についても、説明責任の観点から強く要請されているというべきところ、会議規則第 21 条第 2 項に規定する教育委員の署名が存在しないことになると、会議録の内容及び作成手続に疑念を持たれることになりかねない。

処分庁におかれては、今後、会議録が虚偽であるとの疑念を持たれないためにも、会議規則の定める手続に則って、適正に会議録を作成することが求められる。

5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいとの申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けまいという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会長職務代理者

高木 康衣

委
委
委

員
員
員

田 村 奈 々 子
川 本 利 恵 子
五 十 嵐 享 平